

○富士見市就学援助費支給要綱

平成17年1月27日

告示第16号

改正 平成18年3月29日告示第54号

平成20年3月27日告示第66号

平成21年3月24日告示第61号

平成26年3月31日告示第142号

平成27年3月31日告示第112号

平成27年12月25日告示第470—2号

注 平成20年3月から改正経過を注記した。

富士見市就学援助費支給要綱（平成8年告示第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）

第19条の規定に基づき、就学援助費を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（平21告示61・一部改正）

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 就学援助費 経済的な理由により、就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を行うための費用をいう。
- （2） 児童 法第18条に規定する学齢児童をいう。
- （3） 生徒 法第18条に規定する学齢生徒をいう。
- （4） 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。
- （5） 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する者をいう。
- （6） 準要保護者 次条第2号又は第3号に該当する者をいう。

（平20告示66・平21告示61・平27告示112・一部改正）

（支給対象者）

第3条 就学援助費の支給対象者は、小学校又は中学校に在学している児童又は生徒の保護者で、市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要保護者

(2) 第5条に規定する申請時において、生計を同じくする世帯全員（当該世帯の生計を主として維持する者が富士見市以外（国外を含む。）に居住している場合において、当該世帯の生計を主として維持する者は、当該申請に係る世帯と同一の世帯とみなす。）の前年所得が、生活保護法第8条第1項の規定による厚生労働大臣が定める保護の基準により算定される額の1.3倍未満の者

(3) その他市長が特に認める者

（平20告示66・全改、平27告示112・平27告示470—2・一部改正）

（就学援助費の内容）

第4条 就学援助費の内訳は、別表第1のとおりとする。

（支給申請）

第5条 就学援助費の支給を受けようとする者は、就学援助費の支給を受けようとする月の25日（4月にあつては30日）（その日が、富士見市の休日を定める条例（平成2年条例第14号）第1条に規定する市の休日にあたる時は、その日前において、その日に最も近い市の休日でない日）までに、就学援助費支給申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、対象者の区分に応じて別表第2に定める書類を添付するものとする。ただし、市長が特に認める時は、これを省略することができる。

（平20告示66・平27告示112・一部改正）

（支給決定等）

第6条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、速やかに就学援助費の支給の適否を決定するものとする。この場合において、市長は、当該申請に係る児童又は生徒が在学する学校の校長（以下「校長」という。）に対し、意見を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定により支給することを決定したときは、就学援助費支給決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給しないことを決定したときは、就学援助費支給却下通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（平27告示470—2・一部改正）

（支給等）

第7条 市長は、前条第1項の規定により支給することを決定した場合は、同条第2項の規定により支給決定の通知を受けた者（以下「支給決定者」という。）に対し、速やかに就学援助費を支給するものとする。

2 前項の就学援助費については、支給決定者の委任状により校長が直接受領することができる。

3 就学援助費の支給期間は、第5条第1項の申請を受理した日の属する月から当該日の属する年度の3月までの期間とする。

（平27告示112・平27告示470—2・一部改正）

（就学援助費の支給の特例）

第7条の2 就学援助費のうち学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）

第8条に規定する疾病の治療に要した医療費は、現物給付によって行うものとする。

2 支給決定者は、前項の疾病に罹患した児童又は生徒の治療のために医療機関又は薬局に受診しようとするときは、医療券（様式第4号）を当該医療機関又は薬局に提出するものとする。

3 市長は、支給対象者に係る児童又は生徒が有効期限内に医療機関又は薬局を利用した場合において、当該医療機関又は薬局からその者に係る請求が行われたときは、医療券に記載された請求額を当該医療機関又は薬局に直接支払うものとする。

（平27告示470—2・追加）

（変更届）

第8条 前条第1項の規定により就学援助費の支給を受けた者（以下「受給者」という。）は、提出した申請書の内容に変更が生じたとき、又は就学援助費の受給を辞退するときは、遅滞なく就学援助費受給者状況変更届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（平27告示470—2・一部改正）

（決定の取消し）

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第1項の規定による支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する支給対象者の要件を欠いたとき。
- (2) 前条に規定する辞退をしたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により就学援助費の支給を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、就学援助費支給決定取消通知書（様式第6号）により、当該受給者に通知するものとする。

（平27告示112・平27告示470—2・一部改正）

（返還）

第10条 市長は、前条第1項の規定により決定を取り消した場合において、当該取り消した日以後に支給した就学援助費があるときは、別表第3に定めるところにより当該就学援助費を返還させるものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日告示第54号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日告示第66号）

この告示は、平成20年3月27日から施行する。

附 則（平成21年3月24日告示第61号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第142号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第112号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日告示第470—2号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

(平 2 6 告 示 1 4 2 ・ 一 部 改 正)

就学援助費の内訳

費目	支給対象者
学用品費	準要保護者
通学用品費（新入学用品費の受給者を除く。）	準要保護者
新入学用品費（新たに1学年に入学した場合に限る。）	準要保護者
宿泊を伴う校外活動費	準要保護者
宿泊を伴わない校外活動費	準要保護者
修学旅行費	要保護者及び準要保護者
学校給食費	準要保護者
医療費	要保護者及び準要保護者

備考 各費目の支給額については、市長が別に定める基準による。

別表第2（第5条関係）

(平 2 7 告 示 1 1 2 ・ 全 改)

対象者の区分	添付書類
要保護者	生活保護受給証明書の写し
準要保護者	前年の収入を証明する次のいずれかの書類
	ア 源泉徴収票
	イ 所得税の確定申告書の写し
	ウ 住民税の課税証明書又は非課税証明書
	居住建物の賃貸借契約書の写し
	障害の程度を証明する手帳等の写し
	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を証明する書類
次のいずれかの措置を受けたことを証明する書類	ア 個人事業税の免除
	イ 市民税の免除
	ウ 固定資産税の免除
	エ 国民年金保険料の減免

	オ 国民健康保険料の減免又は徴収猶予
	児童扶養手当受給者証の写し

別表第3（第10条関係）

就学援助費の返還対象

費目	返還対象
学用品費	支給決定を取り消した日の属する月の翌月以後に支給したもの
通学用品費	〃
新入学用品費	支給決定を取り消した日以後に支給したもの
宿泊を伴う校外活動費	〃
宿泊を伴わない校外活動費	〃
修学旅行費	〃
学校給食費	〃
医療費	〃

様式第1号(第5条関係)

(表面)

就学援助費支給申請書

(宛先)富士見市長

就学援助費の支給を受けたいので、次のとおり必要書類を添えて申請します。

申請年月日		年 月 日		受付年月日		年 月 日	
児童 又は 生徒	学校名	学校		年 組		1 男 2 女	
	個人番号			住宅 の 状 況	1	自宅(親族所有を含む。)	
	フリガナ				2	借家(月額 円)	
	氏 名				3	借間(月額 円)	
個人番号			※ 年1月2日以降の転入者は、転入月日及び 前住所を記入すること。 ( 月 日転入:前住所 )				
申請者 (保護者)	フリガナ			電話番号			
	氏 名						
	住 所						
世 帯 状 況	氏 名		生年月日	手帳の 有無	年齢 (4/1現在)	続柄	勤務先(児童生徒は学校名・学 年・組)
	個人番号		. . .			本人 (保護者)	
	フリガナ						
	個人番号		. . .				
	フリガナ						
	個人番号		. . .				
	フリガナ						
	個人番号		. . .				
	フリガナ						
	個人番号		. . .				
	フリガナ						
	個人番号		. . .				
	フリガナ						
	個人番号		. . .				
	フリガナ						
	個人番号		. . .				
フリガナ							

注1 世帯状況は住民票に記載されている世帯全員を記入してください。なお、児童又は生徒の保護者が単身赴任等(国外を含む。)により住民票の記載がない場合においても、同一世帯として当該保護者を記入してください。

注2 「手帳の有無」欄については、世帯の中で障がいの程度を証明する手帳等を交付されている者がいる場合のみ、「有」と記入してください。

注3 「続柄」欄については、申請者である保護者から見た続柄を記入してください。

(裏面)

<

年度用>

委 任 状	
年 月 日	
(宛先)富士見市長	
私は、就学援助費の支給が決定された場合には、その請求等に関する一切の権限を校長に委任します。 また、給食費等を滞納した際は、校長の判断により就学援助費の全部又は一部を校長が代理受領して充当することに同意します。	
保護者氏名	㊟
住民基本台帳及び課税台帳データ使用承諾書	
私は、就学援助費の支給審査のため、市が保護者及びその世帯に係る住民基本台帳及び所得に関する情報を使用することを承諾します。	
保護者氏名	㊟
次の1又は2のどちらか該当する番号を○で囲み、必要書類を添付してください。	
1 生活保護を受給している世帯 添付書類 生活保護受給証明書の写し	
2 経済的な理由で児童又は生徒の就学が困難な世帯 添付書類① 前年収入を証明できる書類(世帯全員について次のアからウのいずれかの書類を添付) ア 年分の源泉徴収票(写し可) イ 年分の所得税確定申告書(控)の写し ウ 年度住民税課税証明書又は非課税証明書(申請後の提出可) ※ 年1月2日以降の転入者については、ウの書類の取得は前住所地となります。 ② 居住建物の賃貸借契約書の写し ③ 障がいの程度を証明する手帳等の写し(該当する者全員) ④ その他( ) ※②～④の書類は、該当する場合のみ添付してください。	
前年度就学援助費受給の有無	有 ・ 無

様式第2号(第6条関係)

就学援助費支給決定通知書

第 号  
年 月 日

〔 様  
学校 年 組  
様 〕

富士見市長



年 月 日付けで申請のあった就学援助費の支給については、下記のとおり決定したので、富士見市就学援助費支給要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 支給決定

認定月： 年 月

費目	金額	対象	支給予定日

様式第3号(第6条関係)

就学援助費支給却下通知書

第 号  
年 月 日

〔 様  
学校 年 組  
様 〕

富士見市長



年 月 日付けで申請のあった就学援助費の支給については、下記のとおり決定したので、富士見市就学援助費支給要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

1 却下

(理由)

世帯の総収入が認定基準を超えているため

様式第4号(第7条の2関係)

医療券( )

学校保健安全法医療券	(区分)	交付番号		交付日	年 月 日
	富士見市教育委員会			学校名	学校
				学年	年 組
	氏名			生年月日	年 月 日
	住所				
	認定月	年 月	有効期限	年 月 日	

診療報酬請求明細書	診療内容	実施歯数	点数	初診		
	初診			診療実日数		
	再診			転帰	治療・繰越・中止	
				診療費	円	
				診療費の内訳	健康保険負担分(国保・社保)	円
					富士見市負担分	円
	合計					

支払先	金融機関名	銀行	口座種別	当座・普通
	支店名	店	口座番号	
	フリガナ 口座名義			

上記のとおり \_\_\_\_\_円  
 に係る (富士見市負担分)を請求します。  
 年 月 日  
 (宛先)富士見市長 所在地

㊟

様式第5号(第8条関係)

就学援助費受給者状況変更届

年 月 日

(宛先)富士見市長

保護者

住 所

氏 名

個人番号



富士見市就学援助費支給要綱第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 申請内容の変更

児童又は生徒の氏名			
個人番号			
学 校 名	学校		
学 年 及 び 組	年 組		
変更内容	変更前	変更後	変更月日

2 就学援助費の受給の辞退

年 月 日

様式第6号(第9条関係)

就学援助費支給取消通知書

第 号  
年 月 日

〔 様  
学校 年 組  
様 〕

富士見市長



年 月 日付け 第 号で決定した就学援助費の支給については、下記の理由により取り消したので、富士見市就学援助費支給要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 取消理由

富士見市就学援助費支給要綱第9条第1項第 号に該当するため

2 取消年月日 年 月 日

様式第1号（第5条関係）

（平27告示470—2・全改）

様式第2号（第6条関係）

（平27告示470—2・全改）

様式第3号（第6条関係）

（平27告示470—2・全改）

様式第4号（第7条の2関係）

（平27告示470—2・全改）

様式第5号（第8条関係）

（平27告示470—2・全改）

様式第6号（第9条関係）

（平27告示470—2・全改）